

# 松阪警察署協議会議事録

令和6年度第1回松阪警察署協議会	
日 時 場 所	令和6年6月25日（火）午後3時～午後5時 松阪警察署4階会議室
出席者	<p>1 三重県公安委員会 志田幸雄委員</p> <p>2 警察署協議会 12名 大橋範秀委員、北村浩文委員、グエン ダン ギア委員、齋藤あゆみ委員、下村真也委員、鈴木寛子委員、谷口宗治委員、橋本弘司委員、堀楓花委員、前田朱美委員、松田孝美委員、村林由美子委員</p> <p>3 警察署 13名 署長、副署長、事件指導官、会計課長、警務課長、留置管理課長、生活安全課長、地域課長、刑事第一課長、刑事第二課長、交通第一課長、交通第二課長、警備課長</p>
傍聴者数	なし
公開・非公開の別	公開
<b>議 事 概 要</b>	
<p>1 公安委員会委員挨拶</p> <p>2 警察署長挨拶</p> <p>3 警察署幹部及び警察署協議会委員自己紹介</p> <p>4 会長、副会長の選出 警察署協議会委員の互選により、会長に下村委員を選出した。会長が北村委員を副会長に指名した。</p> <p>5 管内の治安情勢説明（警察署長）</p> <p>(1) 拾得・遺失届の受理状況</p> <p>(2) 警察安全相談の受理状況</p> <p>(3) 人身安全関連事案の発生状況</p> <p>(4) 少年非行の状況</p> <p>(5) 110番通報の受理状況</p> <p>(6) 山岳遭難の発生状況</p> <p>(7) 刑法犯の認知・検挙状況</p> <p>(8) 特殊詐欺の発生状況</p> <p>(9) SNS型投資・ロマンス詐欺の発生状況</p> <p>(10) 交通事故の発生状況</p> <p>(11) 災害の発生状況</p> <p>6 交通指導取締り指針の説明（交通第二課長）</p> <p>7 警察官の街頭活動中における暑熱対策説明（警務課長）</p> <p>8 協議内容</p> <p>(1) 特殊詐欺の発生場所（振込場所）について          &lt;委員&gt; 銀行等における水際対策が積極的に行われるようになって          いるが、犯人が銀行以外の場所で振り込みさせるように誘導</p>	

しているような状況があるのか伺いたい。

**【署長】** 銀行以外の場所ではないが、これまでに、振込場所として、銀行の支店を指定して誘導していたこともある。犯人は下見をするなどして水際阻止がされにくい店舗を選んで被害者を誘導していることも考えられる。

(2) 高齢者に対する防犯及び交通安全講話について

<委員> 高齢者に対する防犯や交通安全の講話を実施してもらっているが、多くの住民の方から感謝の声もあるので、引き続き、積極的に実施してもらいたい。

**【署長】** 引き続き、関係団体と連携の上、あらゆる機会を通じて、防犯や交通安全の講話を実施し、積極的な広報活動に努める。

(3) 交通標識の修繕について

<委員> 飯南町地内の国道166号の横断歩道等の標識が摩耗しており、通学路でもあるので修繕をお願いしたい。

**【交通第一課長】** 現在、交通標識修繕の要望が多数あるため、現状を確認の上、順次、修繕していく。

(4) 少年非行の状況について

<委員> 少年非行は、同じ少年による非行が多いのか、詳しい状況を伺いたい。

**【生活安全課長】** 県内における少年非行の再犯者率は近年25%前後で推移しており、検挙された少年の4人に1人が非行を繰り返している状況にある。少年非行防止には、多くの目で見守っていくことが重要であるため、引き続き、地域のボランティア団体等と連携し、少年の健全育成活動を推進する。

(5) 児童虐待の態様等について

<委員> 児童虐待に対しては、地域でも関わっていかなければならないと考えているが、可能な範囲でその態様等を伺いたい。

**【署長】** 児童虐待は、地域住民から子供の泣き声が聞こえるなどの通報や学校、教育委員会、児童相談所等の関係機関からの通報により事案を認知し、対応することになるが、特に乳児は話すことができないことから、事案が潜在化し、重大な結果となる危険がある。今後も関係機関と緊密に連携し、児童虐待事案に的確に対応していく。

(6) 交通事故の特徴について

<委員> 交通事故について、年齢別等の特徴を伺いたい。

**【交通第一課長】** 昨年の県内における交通事故死者は、高齢者が半数を占めており、本年も4割を占めている状況にある。昨年の松阪警察署管内の死亡事故も4件のうち、3件は歩行中の高齢者であった。そのため、高齢者に対する広報活動、講習を積極的に実施するなど、交通事故防止活動を推進している。

(7) 特殊詐欺、SNS型投資詐欺及びロマンス詐欺の広報について

<委員> 特殊詐欺やSNS型投資・ロマンス詐欺は、騙されていることに気付かず、被害に遭う犯罪であり、啓蒙活動が重要と考えるので、様々な巧妙な手口を広報する活動をお願いしたい。

**【署長】** 銀行で振り込みを止められた被害者の中には、犯人を信用してしまい、説得にも応じないような場合もある。そのような際には、被害者本人だけでなく、家族へ連絡するなど、一歩踏み込んで対応している。被害者がすぐに詐欺と気付けるように様々な手口に基づく丁寧な広報を実施し、被害の未然防止に努める。

9	公安委員会委員講評
10	警察署長謝辞
備考	報道機関 2社 2名